

伊勢茶新商品・新サービス展開事業費補助金に関する質問及び回答

質問1 令和5年度の栽培に使用する資材の購入費について、事業期間に購入した場合、補助対象となるか。

回答1 事業期間内に使用するもので、事業開始後に発注したものが補助対象となります。事業開始前に発注、購入したものは補助対象外ですのでご注意ください。また、栽培に使用する資材の場合、補助対象となるのは、開発する商品の付加価値向上などに直接関係する場合に限ります。

質問2 紅茶の商品開発は補助対象となるか。

回答2 補助対象となる茶種は、伊勢茶（三重県産茶葉100%を使用した緑茶（ほうじ茶を含む。））に限ります。

質問3 伊勢茶新商品・新サービス展開事業実施要領（第1号様式）事業実施計画の申請別添「事業実施計画書」（2）②取組概要の記入について、枚数制限はあるか。

回答3 枚数制限はございません。

質問4 試作ではなく、販売用の製造（量産）に係る経費は対象になるか。

回答4 補助対象外となります。
試作品の製作に係る経費や、サービス内容の確立までに係る経費が補助対象となります。
なお、事業終了後、試作した品を自己資金で新たに製造し、販売していただくことは問題ありません。